

改善基準告示の内容（一覧表）

参考資料2

区分	タクシー				ハイヤー	条文	区分	トラック		バス		特例（トラック・バス） 【労働省労働基準局長通達（92号通達）】			
	日勤勤務	条文	隔日勤務	条文				条文	条文	分割休息	2人乗務	隔日勤務等	フェリー乗船		
拘束時間	(年換算：3,588時間) 1箇月 299時間	2①1	(年換算：3,192時間) 1箇月 262時間  (地域的事務その他の特別な事情がある場合において、労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可)	2②1	2⑤	拘束時間	1年間 3,516時間 1箇月 293時間  (労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可)	4①1	(年換算：乗合3,380時間、高速貸切3,484時間) 4週間平均で1週間当たり 65時間  (貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週平均で1週間当たり71.5時間まで延長可)	5①1	一定期間における全勤務回数2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。	1日 20時間	2 週間 126時間 (21時間×6勤務)	(トラック) 勤務の途中でフェリーに乗船する場合、フェリー乗船時間として休息期間として取り扱う。この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。	
	1日 原則 13時間 最大 16時間	2①2 2①2	2 暦日 21時間	2②1			1日 原則 13時間 最大 16時間 (15時間超えは1週2回以内)	4①2 4①2	1日 原則 13時間 最大 16時間 (15時間超えは1週2回以内)	5①2 5①2					
休息期間	継続8時間以上	2①3	継続20時間以上	2②2	3-2	休息期間	継続8時間以上  運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること	4①3 4②	継続8時間以上  運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること	5①3 5②	継続4時間以上  ※フェリー乗船	継続20時間以上  ※フェリー乗船	この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。		
特例	1箇月の拘束時間の特例 「車庫待ち等」で、かつ、労使協定があるときは、1箇月322時間まで延長可  1日の最大拘束時間の特例 「車庫待ち等」で、かつ、次の条件を満たせば24時間まで延長可 ・休息期間継続20時間以上 ・16時間超えは1箇月7回以内 ・18時間超えの場合、夜間に4時間以上の仮眠付与	2①1 2①2	「車庫待ち等」で次の条件を満たせば2 暦日 24時間 1箇月 前記拘束時間に20時間を加えた時間まで延長可 ・夜間4時間以上の仮眠付与 ・21時間超えは労使協定により1箇月7回以内	2②1		特例	分割休息期間、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は、労働省労働基準局長通達の定めによる	4③	分割休息期間、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は、労働省労働基準局長通達の定めによる	5③	(車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。)	次の条件を満たせば2 暦日24時間まで延長可 ・事業場内仮眠施設において夜間4時間以上の仮眠付与 ・2週間について3回を限度		(バス) 勤務の途中でフェリーに乗船する場合、乗船時間のうち2時間については拘束時間、その他の時間については休息期間として取り扱う。この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。	
時間外労働	時間外労働協定における一定期間は、1箇月で協定	2③	時間外労働協定における一定期間は、1箇月又は3箇月及び1年間の期間を協定	2④	3-2	時間外労働	時間外労働協定における一定期間は、2週間及び1箇月以上3箇月以内の期間を協定	4④	時間外労働協定における一定期間は、2週間及び1箇月以上3箇月以内の期間を協定	5④					
休日労働	2週間に1回以内、かつ、1箇月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	2④	時間外労働は、次の範囲内にするよう努めること 1箇月 50時間 3箇月 140時間 1年間 450時間	2④		休日労働	2週間に1回以内、かつ、1箇月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	4⑤	2週間に1回以内、かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	5⑤					
						適用除外	緊急搬送・緊急作業及び危険物輸送については厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外	1①							